

平成23年度第3回秦野市都市計画審議会

次のとおり開催しました。

開催日時	平成24年2月21日（火）午前10時00分～午後0時00分
場 所	秦野市役所西庁舎3階会議室
出席委員 （◎会長） （敬称略）	大野祐司、村上 茂、佐藤 敦、横山むらさき、◎杉本洋文、 和田 稔、古谷茂男、岸 司朗、高橋捷治、久保寺邦夫、 志村知昭、佐藤達也、諸星富夫、西山利春  14名
事務局等 出席者	都市部都市部長 和田良治 都市部まちづくり推進課長 石井健二 都市部まちづくり推進課課長補佐（都市計画担当）町田 弘 都市部まちづくり推進課主査 齊藤広和 都市部まちづくり推進課主任技師 草野尚巳
議 事	諮問事項 議案第3号 秦野都市マスタープランの改定（案）について

## 会議内容

【開会】

【会長あいさつ】

【市長あいさつ】

【諮問】

【議事】

諮問事項

議案第3号 秦野都市マスタープランの改定（案）について

【議事要旨】

課長補佐 (都市計画担当)	それでは、市長から諮問をいたしますので、よろしく お願いいたします。
市長	諮問書朗読
課長補佐 (都市計画担当)	ここで、市長は次の公務がございますので、大変恐れ いりますが、退席させていただきます。  —市長退席—
課長補佐 (都市計画担当)	それでは、議事に移りたいと思いますので、ここから の進行は、杉本会長にお願いいたします。杉本会長よろ しく願いたします。
会長	それでは、議事に入ります。 審議会の運営要綱と公開に関する取扱要領に基づき まして、進めますが、本日傍聴人はおりますか。
課長補佐 (都市計画担当)	本日、傍聴人はおりません。

会 長            それでは、議事に移りますが、まず、最初に議事録署名委員を指名させていただきます。議事録の署名につきましては、選出母体別の名簿順でということですので、村上委員と古谷委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

会 長            それでは、会議次第により、進めていきたいと思えます。本日の議題（１）議案第３号の「秦野市都市マスタープランの改定（案）について」を議題とします。都市マスタープランにつきましては、昨年５月には、改定素案の地区別説明会や都市計画審議会等を開催し、市民の皆様からいただいた多くのご意見により修正した改定案を事務局に作成してもらいました。それでは、事務局より、都市マスタープランの概要、市民意見とその対応状況、都市マスタープランの修正箇所等について説明してください。なお、説明時間が長くなるものと思われるので、分割して要点を説明してください。

それでは、まず、都市マスタープランの修正箇所については、「第４分野別都市づくりの方針」までを説明してから、質疑応答をしたいと思います。

事務局説明をお願いします。

まちづくり  
推進課長            それでは、議案第３号秦野市都市マスタープランの改定（案）について御説明いたします。

皆様は、既に御承知のことと思いますが、「都市マスタープランとは」について、御説明いたします。

秦野市都市マスタープランは、市が行う都市計画に関する基本的な方針を定めたものです。

この都市マスタープランは、都市計画法第１８条の２に基づいて市町村が主体となって策定することが義務づけられている法定計画となります。

策定・改定に当たっては市民意見を反映し、関連計画や施策などとの整合をとりながら、本市が目指す都市づ

くりの目標を示す計画です。

次に、都市マスタープランの位置付けについて御説明いたします。

都市マスタープランは国や県の都市計画に関する計画、秦野市総合計画に即するとともに、秦野市の諸計画などとの整合を図りながら策定されます。

都市マスタープランでは、都市像、地区別の整備課題に応じた整備方針、都市の生活や経済活動等を支える諸施設の計画等を総合的に定めるもので、都市計画に先導的な指針を与えるものとされています。

この都市マスタープランに基づいて、「都市計画の決定や変更」「個別の課題や地区についての検討」「まちづくりのルール等」を具体的に定め、市民参加・協働のもと、まちづくりを実践していきます。

次に、都市マスタープランの役割ですが、

- ・都市全体の将来都市像と地区将来像を明示し、都市づくりの目標とまちづくりの方針を、市民や事業者に分かりやすく示すこと
  - ・将来都市像の実現に向け、都市計画をはじめとする規制・誘導、事業といった総合的な整備の方針を示すこと
  - ・地区計画等の地域に即した都市計画の都市マスタープランに基づいた運用など、本市が定める都市計画の基本的な方向を示すこと
  - ・他の都市づくりに関する施策を、都市、地域の目標像を実現するための手段として総合化させること
  - ・市民、事業者の都市づくりへの参加を促し、市民・事業者・行政による協働のまちづくりを推進すること
- 以上5点が都市マスタープランの役割です。

次に、計画の期間と構成ですが、本計画の目標年次は、総合計画基本構想と同じ平成32年です。ただし、関連する諸計画が見直されたり、社会情勢の変化や地域の実態等を踏まえ、必要な場合にはプランを見直すこともあります。

都市マスタープランの構成は、市全体のまちづくりの目標や方針を示す「全体構想」と、地区のまちづくりの目標や方針を示す「地区別構想」に分かれており、これら構想の「まちづくりの実現化に向けて」の方策を示しております。

次に、今回の「都市マスタープラン改定の流れ」と、これまで進めてきた「改定の経緯」について御説明いたします。

平成22年10月13日に第1回庁内委員会を開催してからの主な経過は御覧のとおりです。

地区別説明会につきましては、平成23年3月中に行う予定でありましたが、東日本大震災の影響により、夜間に公民館等の会場の確保ができなかったため、5月に開催が延期されています。

次に、市民等意見とその対応状況について、御説明いたします。

都市マスタープランにつきましては、平成22年11月及び平成23年5月の本審議会に報告するとともに、地区別説明会を開催し、パブリック・コメントを実施したところ、市民の皆様から多くの御意見を頂いておりますので、その結果や計画への反映状況などについて、御説明いたします。

まず、地区別説明会ですが、平成23年の5月21日～29日にかけて、8地区の各公民館で開催しております。参加者は、延べ226名であります。

次に説明会では、計85件のご意見をいただいております。

5月30日に開催した都市計画審議会では、51件の御意見をいただいております。

次に、改定素案に対するパブリック・コメントですが、平成23年3月15日～6月15日までの期間、特集号の折り込み、市のホームページでの掲載や市役所・公民館等に関連場所を設けることにより、改定素案を公表しま

した。その結果、電子メール、郵送、FAX及びまちづくり推進課への持参によって、59件の御意見が提出されました。

市民等の御意見は、合計で195件いただきました。

御意見への対応ですが、「意見等を受けて、計画に反映するもの」が42件、意見の内容が「既に計画に反映済みのもの」が54件、本計画には反映できませんが、今後の秦野市の市政やまちづくりを進める上で貴重な意見として主管課などの「庁内への情報提供」をさせていただいたものが99件あります。

次に市民の皆様の御意見を頂き、修正した改定案について御説明いたします。

新旧対照表の修正した箇所につきましてはお手元の資料では朱書きで示しております。なお、語句の修正箇所につきましては省略させていただきます。

まず、新旧対照表1ページの「序章」「都市マスタープランの位置付け」「(3)都市マスタープラン改定の視点」のうち「公共交通の充実」を修正しました。修正の理由は、公共交通につきましては、高齢社会への対応のみならず、二酸化炭素の削減にも繋がることから、環境に配慮することを加えました。

続きまして、新旧対照表7ページの「第2 秦野市の概況」「5 都市づくりの課題」「安心して暮らせるまちづくり」では、市民意見で「ノーマライゼーション」の意味がわからない。という御意見をいただいております。

ノーマライゼーションとは、「高齢者、障害者、幼児等を含め、すべての人々が分け隔てなく普通に生活できる社会」を意味し、目指すべき理念を示しております。ノーマライゼーションという「理念」を示すよりも、バリアフリー（既存のものに対して改善を施す事後対策）、ユニバーサルデザイン（あらゆる人が利用できるようにはじめから考えてデザインすること）といった具体的な対策を示すほうが都市マスタープランの表現では適切

と判断し、修正しました。

次に、新旧対照表 7 ページの「都市づくりの課題」のうち「社会情勢の変化、地域特性に応じたまちづくり」を修正しました。修正の理由は、集落地における現状の生活環境を維持していくことと、各種の制度等を活かして地域の活性化を図る方向性を見据えた表現が適切と判断し、修正しました。

次に、新旧対照表 7 ページの「都市づくりの課題」のうち「広域的計画を踏まえたまちづくり」を修正しました。修正の理由は、道路網については配置だけではなく、幅員や断面構成などの様々な検証が必要と判断し、検証内容を特定しない表現に修正しました。

次に、新旧対照表 8 ページの「第 3 秦野市の将来都市像」「2 都市づくりの目標」「都市づくりの基本的な方向」のうち「社会情勢の変化に対応し、個性と活力のあるまちをつくる」を修正しました。修正の理由は、「地域コミュニティの活性化」については、コミュニティだけでなく、地域が一体的に活性化していくことを示す表現が適切であると判断して、文章を修正しました。

次に、新旧対照表 12 ページの「第 4 分野別都市づくりの方針」「1 土地利用の方針」「基本方針」のうち「環境に配慮した土地利用」では、「コンパクトシティを目指すべき」という意見をいただいております。修正の理由は、環境に配慮したまちづくりについて、国などで「低炭素まちづくり」の推進に向けた検討が進められており、この動向を踏まえた上で、秦野市でも取り組み等を検討していくことが適切であると判断し、文章を加筆しました。

次に、新旧対照表 13 ページの「土地利用方針図」を修正しました。修正の理由は、都市計画道路平塚秦野線の一部の区間において、沿道土地利用の状況等を踏まえ、沿道型土地利用を誘導していくことが適当である区域

がみられ、土地利用方針図の一部を「複合市街地」から「沿道型複合市街地」に修正することが適切であると判断し、ゾーニングを修正しました。

次に、新旧対照表 14 ページの「交通体系形成の方針」のうち「道路の機能別段階構成」を修正しました。修正の理由は、道路体系は主要幹線街路や生活道路など、機能別・段階的に構成され、これによって道路網が形成されることとなります。このことを示す適切な表現に修正しました。

次に、新旧対照表 14 ページの「道路体系及び整備」のうち「主要幹線街路」を修正しました。修正の理由は、未整備路線には平塚秦野線（曾屋鶴巻線より南側）が該当し、その整備は県の事業となることから、県道平塚秦野線の表現とすることが適切であると判断して、修正しました。また、構想路線である（仮称）曾屋西大竹線は、構想の具体化を図っていくことを加筆しました。

次に、新旧対照表 15 ページの「道路体系及び整備」のうち「生活道路」を修正しました。修正の理由は、文章に「区画街路」と「生活道路」の2つの表現がありましたが、道路の機能に大きな違いがないことから表現の統一を図ることが適切であると判断し、「区画街路」の表現を削除しました。

次に、新旧対照表 15 ページの「公共交通」のうち「バス・新たな公共交通」を修正しました。修正の理由は、公共交通施策と表現の整合を図り、多様な公共交通機関を地域の実態に合わせて導入を検討していくことが適切であると判断し、「地域の実情にあった」と修正しました。

次に、新旧対照表 16 ページの「3 自然環境と公園・緑地等の保全及び整備の方針」のうち「基本方針」を修正しました。修正の理由は、総合計画や既定の関連計画と表現の整合を図る必要があると判断し、その修正を行いました。

次に、新旧対照表 16 ページの「自然環境と公園・緑地等の方針」のうち「自然環境」を修正しました。修正の理由は、総合計画や関連計画と表現の整合を図る必要があると判断し、その修正を行いました。

ここで、「里山コリドー」という用語が新たに盛り込まれました。「里山コリドー」とは、保全再生された里地里山を地域資源として活用するために、市内の各地の里山を林道、農道、畦道（あぜみち）等で結び付け、整備活用だけではなく里山を核として、人々の交流、市民活動、地域の物産等の様々な要素を結び付けるという包括的な概念を表現したものです。

続きまして、新旧対照表 16 ページの同じく「自然環境」では、市民意見で「「里地里山の保全」に「里川」も加えるべき。」という意見をいただいております。

修正の理由は、「里川」も秦野市の大切な水辺環境の特性の一つであると判断し、自然環境の保全・再生の方針に、「里川」を加えました。

次に、新旧対照表 17 ページの「公園・緑地」のうち「歴史公園」を修正しました。修正の理由は、緑の基本計画と表現の整合を図る必要があると判断し、その修正を行いました。

次に、新旧対照表 17 ページの「公園・緑地」のうち「街区公園」を修正しました。修正の理由は、今後、街区公園の再整備は「現状維持」または「老朽化した施設の改修」を地域のニーズを反映しながら行っていく予定であり、「公園再生構想」を削除するとともに、再生を「改修」に修正しました。

次に、新旧対照表 17 ページの「公園・緑地」のうち「緑地」を修正しました。修正の理由は、将来都市構造において、水無川を「水とみどりのふれあい軸」として位置付け、水無川「風の道」構想に基づく空間の創出を目指すことから、言葉を区別する必要があると判断し、文章を修正しました。また、里地里山の保全・再生活動の取

組の実態に配慮し、NPOを「ボランティア団体」に修正しました。

次に、新旧対照表 17 ページの同じく「公園・緑地」のうち「緑地」を修正しました。修正の理由は、四十八瀬川左岸が里地里山保全等地域に指定されたことにより、保全等の活動が継続的に行えるよう支援が受けられることになったため、「保全、再生」の方針を加筆しました。

次に、新旧対照表 18 ページの「水と緑の方針図」を修正しました。修正の理由は、緑の基本計画と表現の整合を図る必要があると判断し、「主な公園等」の表示位置を修正しました。

次に、新旧対照表 18 ページの「4 安全・快適に暮らせるまちづくりの方針」「基本方針」のうち「災害に強いまちづくり」では、市民意見で「東日本大震災を踏まえ、防災まちづくりを見直すべき。」等の多くの意見をいただいております。修正の理由は、今回の東日本大震災の教訓を機に、国や県などで様々な制度や取り組みが今後検討されていくことから、これらの防災まちづくりに関する動向を勘案し、反映していく方向性を加筆しました。

新旧対照表 19 ページの「安全・快適に暮らせるまちづくりの方針」のうち「地域コミュニティの充実」では、市民意見で「地域ごとの助け合い・連携を進めることが重要」「震災対策を踏まえた自助・共助のコミュニティについて記載すべき」との意見をいただいております。修正の理由は、安全・快適な暮らしには地域コミュニティの果たす役割や効果が重要であり、これを市民等にわかりやすく示す必要があると判断し、具体例を加筆しました。

次に、新旧対照表 19 ページの「良好な住環境の形成」のうち「環境との共生」を修正しました。修正の理由は、循環型社会の形成について、自然環境保全や省資源・省エネルギーなど、環境施策が抱える問題を踏まえた表現に修正する必要があると判断し、全面的に見直しを行っ

ております。また、伊勢原清掃工場の建設計画の進ちよくを踏まえる必要があると判断し、文章を見直しました。

同じく新旧対照表 19 ページの「良好な住環境の形成」のうち「公害等の防止」では、市民意見で、「新東名高速道路の整備と自然景観維持をどのように両立させていくのか。」という意見をいただいております。修正の理由は、新東名高速道路の環境対策は、関係機関と調整を図りながら進めていくこととなるため、その方向性を加筆しました。

次に、新旧対照表 19～20 ページの「良好な住環境の形成」のうち「下水道等の整備」を修正しました。修正の理由は、処理施設整備の方針、防災対策や費用縮減などライフラインとなる施設を長寿命化する目的などについて、下水道施策と表現の整合を図る必要があると判断し、加筆しました。

以上で「第 4 分野別都市づくりの方針」までの説明を終わります。

会 長

何か御質問、御意見はございませんか。

久保寺委員

3.11 から間もなく 1 年を迎えようとしており、震災が昼間に起こったものですから、我々もテレビなどを通して災害のすさまじさを目の当たりにしている。この都市マスタープランもそれなりのものと評価しているが、貴重な体験をしたことが今回の都市マスタープランについて、どの程度反映しているのか。

ハードな部分については、市と協働でやっているが、大震災が発生したら危険なのが昔の十日市場、本町の 1～3 丁目までと西地区では学校前の付近である。そこは狭い道のところに家が建っている。防災については行政と議会が連動しながらやっていかなくてはいけないが、口ではみんなが言うけれども、災害で火災が発生した時に最小限度の減災政策としてどうするのか、それらにつ

いて我々の後を継ぐ人のためにも若干触れられていた方が必要と思う。市長はあいさつの中で人口について述べていたが、安全で安心して暮らせるようになれば、秦野に移り住みたいということになると思う。

市長を中心とした行政と秦野市議会、県議会が、県の指導をいただきながらどうやっていったら秦野は比較的、防災や安全が行き届いている生活環境になっていくのかについてどう取り組んでいくのかが安全・安心の基本だと思いますが、その辺の今日的な課題として行政はどう考えているのか、教えてもらえればありがたいと思います。

課長 補佐  
(都市計画担当)

東日本大震災については地域防災計画の関係でソフト的な話についてはある程度情報提供があると聞いております。御承知のとおり都市マスタープランはハード面についてです。

どういった対策を立てていくという話になりますと、莫大な費用もかかるという話もございます。今後、東日本大震災を踏まえて制度等が明らかになっていくと思いますので、そうした情報を踏まえて検討していく、ということで御理解をいただきたいと思っております。

久保寺委員

答弁としては理解できるが、何百年に一回という大災害を目の当たりにしているわけですから、市長をはじめとする秦野市議会の方々の危機感をこの都市マスタープランにどこかに文章化していただきたい。金が無いとは言うが、行政と議会が知恵を絞って予算付けして生活環境が交通でも災害でも豪雨に遭っても命と財産が減災、つまり最小の被害にする、そういった方向でまちづくりを進めていく、そういった精神を文章で表現していただければありがたいなと思っております。具体的なことはこの都市マスタープランでは入らないだろうけれども、例えば、四つ角を中心とした縦の道と横の道を広い道路にしてい

けば、大災害時には広い道路で延焼が防げる。

それは理想ではあるが、そういうことをしないできれいな事だけを言っても何かがあった時には一区画の大きなエリアが焼失してしまうかもしれないが、この都市マスタープランのどこかに記載しているのでしょうか。

都 市 部 長

改定案P32の安全・快適に暮らせるまちづくりの方針の基本方針に記載しておりまして、具体的なことは記載されておりません。実際には秦野市の耐震促進計画の中で耐震化を促進していく。建築基準法の中でも道路後退、狭あい道路についても後退した部分を買っていき、本町地区の四つ角周辺につきましてもかなりの建物が除却されておりますが、順次建て替えられており、不燃化率も少しずつ上がってきております。確かに書き方が抽象的ではありますが、御理解をいただきたいと思っております。

会 長

秦野市はハザードマップを作成しているのでしょうか。

都 市 部 長

神奈川県が作成しております。

会 長

他にございませんか。

横 山 委 員

久保寺委員より災害に強いまちづくりについて御意見がございましたが、公園について色々な分類がありましたが、公園には一時避難的な機能もあると思っておりますが、そういった表現があってもいいなと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

課 長 補 佐  
(都市計画担当)

例えば中央運動公園ですが、カルチャーパーク再編整備構想に基づき整備していきますが、防災機能を備えた公園として整備していくとしております。

横 山 委 員

中央運動公園は広い公園ですけれども、単位自治会が

まず一時的に地域で避難する場所というのは決められていて、たまたま大根地区で避難場所にお困りの自治会がありましたものですから、広場というのは公園だと思いますが、いざというときは地区公園に避難すると思いますが、避難場所としての機能を持たせた公園といった表現みたいなものがあるのでしょうか。

課長補佐  
(都市計画担当)

一時避難の場所としましては、必ずしも公園に限らないとは聞いておりますが、まず、地元の方がそこに集まっていたら、単位自治会がそこで災害に対する備えをしてから広域的な避難場所に避難するという流れでございますが、御質問は一時避難所としての機能ということでしょうか。

横山委員

一番身近な公園に災害時に利用するというような表現があってもいいかなということです。

課長補佐  
(都市計画担当)

一時避難所としましては具体的な表現については都市マスタープランではいかがかなとは思いますが、こういった御意見がございましたことは防災課に伝えさせていただきたいと思っております。

高橋捷治委員

この災害に強いまちづくりの中や安全・快適に暮らせるまちづくりの方針の中に放射線についての表現が無い。落ち葉を肥料として使っていることもありますし、里山の整備という点でも困るわけです。セシウムは30年で半減するというものですし、都市マスタープランの期間入ると思いますが、これも一つの災害ですから、全部神奈川県におんぶに抱っこになるような気がしましたので、市独自でやるのが安全・快適に暮らせるということや災害にも強いまちづくりに繋がりますので、何らかの表現が都市マスタープランのどこかにあってもいいかと思っておりますがいかがでしょうか。

久保寺委員

放射能について文章に書いてしまうと、農業に携わっている人にとっては風評被害の問題で、秦野の路地野菜もそうなのかと思われてしまう。じばさんずやスーパーに行っても産地について若いお母さんが風評のある産地のものは敬遠してしまい、九州地方の野菜を購入していると聞いている。秦野産は安心だということで購入していただいているのだけれども、都市マスタープランに記載すると秦野もそうなのかと誤解されてしまい、農産物の売り上げにも影響するから高橋捷治委員の言っていることは間違いではないけれども、農家の方に配慮して載せるなら表現には最新の注意を払った方がいいと思います。

課長補佐  
(都市計画担当)

改定案の32ページの良好な住環境の形成で、「また、地下水や河川等の水質汚濁、騒音、大気汚染等の公害発生の防止に努めます。」という表現で読み取れるかと思いますがいかがでしょうか。

高橋捷治委員  
佐藤達也委員

了解しました。

土地利用等の説明を聞かせていただいて、ほとんどの市民の方が災害にしても住環境にしても色々な条例等で市が動いていることを理解していないと思います。この都市マスタープランを読んで、全てを網羅していると感じてしまうと思われてしまい、載っていないことについて質問が出てしまうので、最後の資料編に防災についての条例等はこれですというようなリンク的なものを載せたらいかがかと思われそうですがいかがでしょうか。

課長補佐  
(都市計画担当)

市のホームページで条例について掲載しておりますが、環境、防災等の条例を例にとってもかなりの数がございます。我々も課題ではあると考えておりましたが、表記の仕方が大変難しい問題であるということを理解してい

ただけたらと思います。

まちづくり  
推進課長

補足いたしますが、今月から秦野市のホームページがリニューアルして、分野別に分けましたので、例えば防災についてならどこに聞けばいいということが分かりやすくなりましたので、先ほどご意見については是非ホームページを活用していただけたらと思います。

会 長

他にございませんか。

志 村 委 員

新旧対照表の資料で言いますと7ページでございますが、【社会情勢の変化、地域特性に応じたまちづくりに向けた課題】の中で先ほど説明にもありましたが、中段で「市街化調整区域において、人口減少が顕著な地域があり、集落地域の生活を維持していくための活性化が求められます。」と修正されており、ここに至るまでに様々な議論があったと思いますが、冒頭市長さんのご挨拶にもあったようにトータル論で言えば、人口減少という社会的傾向があって、まちづくりの考え方には集約型都市構造へどうやって転換させていくというベクトルがあって、その一方で市長さんが17万人の人口を維持させていくということをおっしゃっていました。市の施策ですから、私とやかく言うことではございませんが、市街化調整区域の人口減少地域ということなので、確認したいのは人口減少の状況がどの程度のものなのかということが一点目。人口減少している市街化調整区域内の集落の維持が必要な背景として、例えばどんなことがあるのかというのが二点目。こういう主旨を込めてこの文章になっているんですというのが三点目ということを確認したいのですがいかがでしょうか。

会 長

事務局お願いします。

都 市 部 長

まず人口減少の地域でございますが、上地区を想定しております。ピーク時の人口が2,800人で現在の人口が2,500人で約12%減少しております。言われる通り市街化調整区域は開発を抑制する地域でございますが、いずれ消滅集落になって市街化区域に集約されるということになります。その地域に住んでいる人たちの故郷を守るという意味で市長がコミュニティを維持していくという考えがあってのことだと思っております。具体的な施策としましては、農業、観光だけでなくあらゆるものを総合的な活性化施策を地元と一緒に検討しております。その中の施策の一つとしまして、都市計画法の例外許可による許可制度の創出ということ今後検討していきたいと思っております。ということでこのような文章にしております。

久 保 寺 委 員

国の施策が農業を次世代まで維持していくということで、今まではかなり分家住宅が市街化調整区域内の白地の土地に建てることのできたが、このごろは小さな農振地域の中に家を建てるのが難しくなっている。つまり人口を増やしたくても新東名で収用にかかっている人たちが代替を探したくても、時間がかかり、泣き泣き伊勢原や平塚、松田に転出している。公共事業に協力する人が出ていかざるを得ないということが起こっている。土地対策についても行政が市長を中心となって、むやみに市街化調整区域を市街化にするのではなくて、そこに住みたい人には住める環境にしないと、志村委員が指摘していただいたが、土地対策にも配慮していただいて、私は秦野市が人口維持ではなく、17万が、18万、18万5千になると信じて同士の人たちと勉強して活動しているが、市街化調整区域の土地政策について人口が維持していくだけの最小限の土地があれば、市が家を建てることのできるような幅を持った施策をしてもらわないと、家屋敷の広い人は敷地内に子供の家を建てることのできるが、そうでないひとは子供が家を出てしまう、市街化調整区

域内の土地政策、人口が減ってしまうから仕方が無いというわけではなく、秦野市は活力ある発展を目指した土地活用を考えていただきたい。

都 市 部 長

もう少し説明させていただきますと、北、東地区の市街化調整区域ではそれほどの人口減少はございません。既存宅地の数もかなりあり、新たな住宅も増えております。上地区については市街化区域からかなり距離が離れていること、住宅の連たんも少ないということで、上地区については分家住宅が年に1件あるかないかというところがございます。既存の開発許可制度では出来るような状況ではございませんので、地域の実情に合ったとって、農地をつぶしていくわけではなく住宅に挟まれた農地を優良田園住宅といった一定規模の敷地を持ったところに家を建ててそこで耕作ができるような制度を今後は検討していきたいと考えております。

和 田 委 員

私は人口減少している地域の出身ですが、上地区の活性化については協議会が始まりまして、これからどのようにしていくのがいいのかということを経験した分野の方々に集まっていただいて、2回目の協議会が終って意見を出し合って具体的にどうするかというところがございます。

上地区は水も緑も空気もきれいで環境的には素晴らしいところですが、誰もがいいところですねと言ってくれますが、ただどういう風にして生活していこうかということが見つからない。若い人が仕事を求めて外へ出ていくしかない。鳥獣害の被害もあり、高齢化も進行していくという状況ですが、出来れば環境のいいところを皆さんにPRしながら滞在型ではないですけども他所から来ていただいて、何か活性化できないかということの知恵を出し合って半年後ぐらいにはある程度方向は出ると思います。

上地区の人口は市内の8地区では一番少ないですが、一世帯当たりの人口が一番多いです。子育ての環境はいいところがございますから、このようなところを活かしていいアイデアを出していきたいと考えています。

会 長

奈良県の十津川村では農家民宿が広まっていますが、普通、家を貸すというのは嫌がりますが、里山を体験するというのはいいことだと思いますね。

和 田 委 員

空き家が出ているのは何軒か出ていますが、具体的にどれくらいあるのかということは把握していないのでこれから研究していきたいと思います。

久 保 寺 委 員

上地区は里山を活用するには幅が狭くて面積が少ないと聞いているが。

和 田 委 員

そんなことはないと思います。

古 谷 委 員

私も農業関係で農地を出来るだけ利用していこうとしているわけですが、環境や景観にも関係しているわけですが、山というのは基盤整備という資本投下も難しいし、上がる収益も見込めない。里山についても維持していくために努力はしているが、荒れ地荒れ山になっていくのではないかと危惧しています。里山をボランティアできれいにしたよと言ってもそれは一反から二反だけで全体をカバーしておらず、単なるPRではないかという問題もありまして、上地区の活性化についても配慮していただきたいと思いますので、きれいに描くのではなく現実的な部分も見て対応していただきたいと思います。

会 長

今は行政主導というのはいまうまくいかない時代ですからNPOや企業のPFIを使っているところもありますの

で仕組みを変えないといけませんね。

古谷委員 観光農園をするにしても農業施設は出来てもそれ以外の施設は中々認められないので例外的に認められるようにしないと活性化は難しいので現実的に柔軟に対応していただきたいと思います。

会長 特区がありますので、上地区を特区にして制度を変えてしまうというやり方もあります。

古谷委員 上地区にもインターができると状況も変わってくると思いますので、発想を転換していかないと難しいかなと思います。

会長 意見が無いようでしたら、次に引き続き、「第5地区別まちづくりの方針」から「第6まちづくりの実現に向けて」までについてです。事務局説明をお願いします。

まちづくり推進課長 それでは、地区別まちづくりの方針について、御説明いたします。

新旧対照表 22 ページの「第5地区別まちづくりの方針」のうち、「(4) まちづくりの方針」「交通体系形成」「生活道路等の整備」では、市民意見として、「高齢者が安心して歩ける道路づくりをしてほしい」「バリアフリーのまちづくりは行わないのか」という意見をいただいております。修正の理由は、生活道路等の整備の目的として、安全で安心な生活環境を確保するとともに、その整備の方向性を具体的に示す必要があると判断し、「生活道路の拡幅等の整備を図ります」と修正しました。また、25、27、30、32、34、37、39 ページの各地区においても生活道路に関する方針は同様に修正しました。

次に、新旧対照表 22 ページの「(4) まちづくりの方針」「安全・快適で魅力あるまちづくり」のうち「公共

下水道の整備推進」では、市民意見で、「“公共下水道の整備を推進します”の記述について、理由を具体的に示すことはできないか。」という意見をいただいております。修正の理由は、下水道の整備が環境衛生などの生活環境を向上させるため進められていることを踏まえ、「生活環境の向上を目指して、」を加筆しました。また、上地区以外の各地区の公共下水道整備に関する方針についても同様に修正しました。

同じく新旧対照表 22 ページの「本町地区まちづくり方針」「(4)まちづくり方針」「交通体系形成」のうち「体系的な道路網の形成」を修正しました。修正の理由は、県道 705 号の道路整備の進ちよくに併せて、安全性や景観に配慮した歩道の設置や電線類地中化などの具体的な整備内容を加筆しました。

次に、新旧対照表 23 ページの「本町地区のまちづくり方針図」を修正しました。修正の理由は、都市計画道路平塚秦野線の一部の区間において、沿道土地利用の状況等を踏まえ、「複合市街地」から「沿道型複合市街地」に修正することが適切で有ると判断し、ゾーニングを修正しました。

次に、新旧対照表 25 ページの「南地区まちづくり方針」「(4)まちづくり方針」「交通体系形成」のうち「体系的な道路網の形成」を修正しました。修正の理由は、文章をわかりやすくするため、(仮称)曾屋西大竹線の整備と駅前水無川線の延伸について、路線別に区分して記述することが適切であると判断し、修正しました。

次に、新旧対照表 27 ページの「東地区まちづくり方針」「(4)まちづくり方針」「交通体系形成」のうち「体系的な道路網の形成」を修正しました。修正の理由は、道路名称の表現方法を県道名称で統一したことによる修正と、県道 701 号（大山秦野）の整備計画の具体化を促進することを、加筆しました。

次に、新旧対照表 29 ページの「北地区まちづくり方針」

「(4)まちづくり方針」「土地利用」のうち「都市計画道路第二東名自動車道（新東名高速道路）整備を契機とした新たな土地利用の形成」を修正しました。修正の理由は、本文章には秦野サービスエリア（仮称）周辺の土地利用には、「産業の発展と地域活力の活性化、産業系土地利用の誘導による拠点づくり」と「秦野戸川公園との一体的な地域振興」の2つの方向性があり、それぞれを区分して文章を記述したほうが判りやすくなると判断し、区分した文章に修正・再編しました。

次に、新旧対照表 30 ページの同じく、「交通体系形成」のうち、「生活道路等の整備」では、市民意見で、「新東名高速道路の整備に伴う「地域の分断の軽減化」の表現が弱い。集落の分断を絶対に避けるようにしていただきたい。」という意見をいただいております。修正の理由は、地域の繋がりを維持するための高速道路の構造的な整備や、行き来を確保する市道の設置など、機能回復に取り組んでいくことを具体的に表現することが適切であると判断し、文章を見直しました。

次に、新旧対照表 30 ページの同じく、「地域特性を活かした景観の創出」では、市民意見で、「新東名高速道路の整備により地域の景観が失われる代わりに、何をするのか。」という意見をいただいております。修正の理由は、北地区の特性でもある里地里山の景観に対して、新東名高速道路の整備による景観への影響に配慮する方針について記述することが適切であると判断し、これを高速道路整備の関係機関と調整しながら進めることを加筆しました。

次に、新旧対照表 31 ページの「北地区まちづくり方針図」を修正しました。修正の理由は、緑の基本計画との整合を図るため全体構想の「水とみどりの方針図」を修正したことから、これに連動して「まちづくり方針図」の地区公園の位置を修正しました。また、秦野サービスエリア（仮称）周辺の土地利用方針をわかりやすくする

ため、秦野サービスエリア（仮称）の位置を図に示しました。

次に、新旧対照表 32 ページの「大根地区のまちづくりの方針」「(4) まちづくりの方針」「交通体系形成」のうち「公共交通の確保」を修正しました。修正の理由は、公共交通施策と表現の整合を図るため全体構想の「公共交通の確保」を修正したことから、これに連動して表現の整合を図りました。また、34、37、40 ページの鶴巻・西・上の各地区の公共交通の確保についても同様であると判断し、整合を図りました。

次に、新旧対照表 34 ページの「鶴巻地区まちづくり方針」「(4) まちづくりの方針」「交通体系形成」のうち「体系的な道路網の形成」を修正しました。修正の理由は、鶴巻温泉駅南口駅前広場の整備計画の進捗よくに合わせて、整備促進について加筆しました。

次に、新旧対照表 35 ページの同じく「駅周辺のまちづくり」では、市民意見で、「温泉街の再生についてのビジョン、具体的な内容は説明できないか」や「温泉を生かした住んでみたいまちづくりをお願いしたい」という意見をいただいております。修正の理由は、鶴巻温泉の温泉街の再活性化について「鶴巻温泉再活性化構想（誰もが住みたくなる温かみのある街を目指して～あったかタウンつるまき～）」を策定しており、今後はこの構想に基づき、再活性化に向けたまちづくりを進めていく方針です。都市マスタープランにおいてもこの構想に基づいてまちづくりを適正に進めるものと判断し、「駅周辺のまちづくり」の方針を、「公設源泉を生かし、温泉地としての側面と住宅地としての側面から“ゆとりや健康”をテーマとした施設づくりやまちづくりを進めます。また、「温泉地としての魅力向上」「満足度の高い住環境づくり」「地域ブランド（鶴巻ブランド）の確立」を目指し、鶴巻温泉街の再生・活性化を図ります。」と修正しました。

次に、新旧対照表 35 ページの同じく「駅周辺のまちづ

くり」では、市民意見で、「裏路地も視野に入れたまちづくりがされると良い。」という意見をいただいております。修正の理由は、「鶴巻温泉駅南口地区計画」の「地区施設整備の方針」における地区施設整備の方針を踏まえ、地区の特色ある道路として、散策路の具体的な位置や維持保全・活用していく方向性を加筆しました。

次に、新旧対照表 36 ページの「西地区まちづくり方針」 「(2)地区の現況」のうち「道路・交通」では、市民意見で、「この地区が「交通利便性に欠けている」という根拠について説明できないか。」という意見をいただいております。修正の理由は、渋沢駅の南側市街地は、駅北側や国道 246 号へアクセスする渋沢小原線、渋沢並木線の幹線街路の未整備路線がある状況から、南北の連携が十分ではないと認識しており、この状況をわかりやすく表現する必要があると判断し、都市計画道路の未整備の状況、交通ネットワークが十分ではない状況を課題として捉えられるように修正しました。

次に、新旧対照表 38 ページの「(4) まちづくりの方針」 「公園・緑地等」のうち「四十八瀬川の親水空間の形成等」市民意見で、「西地区と上地区で、四十八瀬川の表現が異なっている。」という意見をいただいております。修正の理由は、「水とみどりのふれあい軸」が将来都市構造において、水無川を位置付けていることを踏まえ、言葉を区別することが適切であると判断し、「四十八瀬川は、才戸橋から小田急線第二橋りょうまでの川辺やその周辺を、ゆとりと潤いを与える地区のシンボリックな空間として、自然環境及び景観的な面から、良好な水辺環境を保全し、親水空間としての整備のあり方を検討します。」と修正しました。また、新旧対照表 40 ページの「上地区まちづくり方針」についても、同様に修正しています。

次に、新旧対照表 39 ページの「上地区まちづくり方針」 「(4) まちづくりの方針」 「土地利用」のうち「地域の活性化等」では市民意見で、「「地域コミュニティの活性

化」という表現は「地域の活性化」という表現の方が適切ではないか。」という意見をいただいております。修正の理由は、「地域コミュニティの活性化」については、コミュニティだけが活性化するのではなく、地域が一体的に活性化していくことを示す表現が適切であると判断して、文章及びタイトルを「地域の活性化」に修正しました。

次に、新旧対照表 42 ページの「第 6 まちづくりの実現に向けて」のうち「3 市と市民の役割分担に応じた協働のまちづくりの推進」では市民意見で、「役割分担について、フロー図などがあると分かりやすい。」という意見をいただいております。修正の理由は、協働によるまちづくりを推進するための市民、事業者、市の役割分担を視覚的に判りやすく表現する必要があると判断し、役割分担に応じた協働によるまちづくりの概念図を追加しました。

以上で「第 6 まちづくりの実現に向けて」までの説明を終わります。

会 長

ありがとうございます。何か御質問、御意見はございませんか。

久保寺委員

一つだけ聞いてもらいたいののですが、都市計画道路曾屋鶴巻線の歩道設置について述べられており、後、2～3年で事業が終わるのだけれども、おおね公園付近の平塚市真田が開発されており、具体的に曾屋鶴巻線としてみようと上粕屋南金目線が抜けてしまい、具体的な路線名にするとそれだけになってしまうから、上粕屋南金目線が塩漬けになると困るから、併記するなら曾屋鶴巻線と上粕屋南金目線とし、特に秦野市がおおね公園の利用も多いし、平塚市真田にはスーパーも出来て、車の交通量が激しくなっているから、上粕屋南金目線だけれども、曾屋鶴巻線が完了したら検討してやるとするか、具体的

に言うなら、それが理解できるように「鶴巻地内の幹線道路の安全対策として歩道等の整備を推進します。」とすれば二つとも読み取れるのだけれども、曾屋鶴巻線を残すなら上粕屋南金目線を入れてもらいたいし、それがしつこいのなら「幹線道路の安全対策として歩道等の整備を推進します。」と表現してもらいたいです。

会 長

事務局お願いいたします。

課 長 補 佐  
(都市計画担当)

表現については国県事業推進課と調整しまして、検討していきたいと思います。

久保寺委員

内部調整はいいが、具体的に名前が出てしまうと、それだけやればいいのかとなるのだけれども、我々も上粕屋南金目線をつくってもらいたいと思っているが、国県事業推進課は関係ないのではないか。この都市計画審議会で委員が指摘して審議すればいいのだから。

都 市 部 長

久保寺委員の御意見は分かりましたので、そういった表現に変えられるよう努力していきたいと思います。

志 村 委 員

ちょっとよろしいでしょうか。いわゆる市町村の都市マスタープランに具体的な路線の取組みが割と入っており、地区別の計画にも細かくお書きになっておりますが、市町村の都市マスタープランで一本一本の路線まで全部例示して何をやりますという風に書くのは、本来的には都市計画の基本的な方針を定めるという市町村の都市マスタープランの性格からすると、色々な議論を経て、パブコメをやられて、現在に至っているでしょうから、今さら大胆に変えてくれとは言いませんが、そもそも市町村の都市マスタープランはどの辺まで個別具体の事業を書くのかということを整理した方がいいと思います。

久保寺委員

志村委員がそのように御発言されるなら、「幹線道路の安全対策として歩道等の整備を推進します。」個別路線名を書くのがいかがというならば、私はそれでいいと思います。志村委員は今、ここで聞いていただけるからいいけれども、新しい後継の所長が来られたら、路線名が入っていないではないかという困る。これは県でやってもらう道路だから。

都市部長

今の御指摘のとおり、表記は県道曾屋鶴巻線などの幹線道路の整備と云々という文言について久保寺委員が言われるように修正します。

久保寺委員

曾屋鶴巻線は大切なのは分かるし、もう一本載せてくれと思うが、志村委員が個別路線についてはどうかということを言われていたら「幹線道路の安全対策として歩道等の整備を推進します。」そうすれば全部括れるから。

都市部長

そこの部分を検討します。

村上委員

新旧対照表 35 ページの部分ですが、色々な構想等がございますが、「鶴巻温泉街再活性化構想」とありますが、これは都市マスタープランに記載しているものですが、議会には開示されているものでしょうか。

課長補佐  
(都市計画担当)

この構想は平成 22 年 2 月に策定されたもので商工観光課が所管しておりますので、確認いたしまして御報告いたします。

村上委員

新旧対照表 29 ページの新東名の整備についての記述がございますが、産業の発展と地域活力の活性化とあり、この中には観光とか農業等が入ると思いますが、あの地域でやっていくには、その地域の資源を活かすという

ことが必要だと思います。出来たら「地域資源を活かした」と言うような文言を検討していただけたらと思います。「産業の発展と地域活力の活性化」「一体的な地域振興」という文言がありますが、そこに付け加えたらという要望です。

横山委員

さきほどコンパクトシティの考え方について述べていましたが、上地区のような過疎化ではないですが、空き家がこんな都市部でも目立ってきている状況ですが、これを都市づくりの中に空き家を整地して何かを建てるといような、集約していくような空き家対策、現実の社会情勢の中で空き家に対する考え方については都市マスタープランのどこかに反映しないのでしょうか。

課長補佐  
(都市計画担当)

コンパクトシティに対するご質問ですが、人口減少が進みますと公共公益サービス、基盤整備していく維持費が対応しきれないという話が出てくると思います。

今後の進め方でございますが、国が「低炭素まちづくり促進法案」を通常国会で提出するという話が出ております。この法案につきましては都市をコンパクト化して環境に配慮したまちづくりを目指し、商業・業務施設などの都市機能を中心部に集約し、車に頼らない都市にすることで温室効果ガスの排出を抑えることを目的とした法案であります。新法で対象となった地域では、省エネルギー基準を満たした住宅やビルに、住宅ローン減税を拡大したり、事業費を補助したりするなどの優遇措置を設けるとされており、今後具体的な情報が市にも提供されるものと考えております。本市では、このような国の動きを踏まえ、検討を進めていきたいと考えております。

横山委員

都市マスタープランにはそうした考え方は反映させているのでしょうか。

課長補佐  
(都市計画担当) 改定案 22 ページの土地利用の方針の(イ)環境に配慮した土地利用の中の4行目「また、都市機能の集約化、温室効果ガスの排出を抑制する低炭素まちづくりを検討します。」という表現にしております。

会長 空き家の対策はいかがでしょうか。

課長補佐  
(都市計画担当) 空き家対策につきましては、民の部分でございましてソフト的な話はあると思いますが土地利用につきましては、空き家だからと言って、今の段階から明確な方向性を出すことは難しいと考えております。

高橋捷治委員 前にも話したところだけけれども、改定案 75 ページのまちづくりの実現に向けての中で、市民の役割とあり、その中で市民の責務という表現がありますが、責務と言うと何か上から目線という感じがします。

課長補佐  
(都市計画担当) この表現はまちづくり条例の考え方を引用したものです。まちづくりを行っていく上では、公共施設だけではなくてまちづくりの主体が幅広くみなさんと一緒にやっていたことが良いまちづくりにつながるということからまちづくり条例の中には皆さんが役割分担していく中でまちづくりを進めていきたいと思いますという発想のもとにこのような表現としております。

高橋捷治委員 そのことは分かっているのだけれども、責務と言う表現がすごくきついなという感じを持つわけです。市民団体ならいいが市民の責務となると個人の責任となるわけだからそれが嫌な感じがするのだけれども、他にいい言葉がなければ仕方がないのかな。

会長 まちづくり条例はいつできましたか

都 市 部 長

平成 12 年の 7 月です。

先ほどの鶴巻温泉街再活性化構想でございますが、平成 22 年の 2 月 3 日に議会の議員連絡会で報告しております。

岸 委 員

3.11 の大震災で震災に対する市民の意識が高まったと思います。やはり住み良いまちづくりということで、私どもでは新潟での地震以来、震災対策委員会を作っております。色々な活動を行っておりますが、協働によるまちづくりということで、役割分担ということがあります。そういったことについて震災に対する市民の安心ということへの行政や団体との連携ということもありますが、その役割を果たすような連絡網といったことが必要だと感じているわけです。ソフト面でのことになります。

都 市 部 長

今のご意見でございますが、施策の中に全て書きこむということは難しいと考えております。地域防災計画といった各種計画に譲りたいと考えております。そういったご意見は所管課へ伝えさせていただきたいと思っております。

会 長

最後に秦野市都市マスタープラン改定（案）における意見も出尽くしたようですが、どのように対応するかわずが、いかがでしょうか。

課 長 補 佐  
(都市計画担当)

冒頭、市長からご挨拶がありましたが、答申は本日のただけたらと思っております。ただ、さまざまなご意見をいただいておりますので、ご意見につきましては事務局で受け止めさせていただきたいと考えております。

久 保 寺 委 員

それでは、一生懸命に発言して提言したものを採用するのかしないのか、答申出してしまえば、聞いたままではないのか。

都市部長 申し訳ありません。そういうことではございませんので、今の意見を踏まえた中で修正するところは修正するというので、出来れば、事務局と会長に任せていただければと思います。

会長 事務局いかがですか。

都市部長 今日の意見をきちんと整理いたしまして、再度（案）を調整させていただきます。この（案）を送付する形で、確認していただいて、それでよければと言うことで、取りまとめたいと思います。

久保寺委員 異議なし。

会長 そうするとどうされますか。答申はどのような形にいたしますか。会長に一任してみなさんに確認していただいた上で答申を出すのがよいのか。

全員 異議なし。

会長 そうするとみなさん確認した上でないと出せないということよろしいですか。

久保寺委員 会長が発言しているのだから。

都市部長 申し訳ありません。意見についてきちんと修正したものを会長と調整した上で、みなさんに確認してもらいます。

久保寺委員 会長が責任を持って、委員の発言を尊重して表現していただければ一任します。

都市部長 事務局と会長の方で行いたいと思います。

会 長	繰り返しますが、ご提案で私と事務局の方で皆さんのご意見を踏まえたものをみなさんに確認させていただくということで、よろしいでしょうか。
全 員	異議なし
会 長	「その他」と言うことですが事務局、何かありませんか。
課 長 補 佐 (都市計画担当)	審議いただく案件としてはございません。次回の開催予定ですが、現段階では予定しているものはございませんが、開催の必要が生じた場合には、開催の1か月前には日程をお知らせする予定でありますので、御承知おきいただきたいと思います。以上でございます。
会 長	最後に皆様から何かございますか。 なければ、これをもちまして、本日の審議会を終了します。御協力ありがとうございました。